

世界資本主義フォーラム

日時：2023年 9月 9日(土)

テーマ：近代国家と民族性原理
オーストロ・マルクス主義の民族論争から

報告者：太田仁樹

I 近代世界におけるナショナリズム：概念の整理(1)

① nation把握の2類型

- ・ nation, Nationの多義性：民族、国民、国家
- ・ 原初主義的把握

18世紀以来のナショナリストの見解 カント、フィヒテ、ヘルダー

植物的民族(文化的存在としての民族) → 動物的民族(政治的存在としての国民)

血縁的紐帯の重視、民族性原理Nationalitätenprinzip(一民族一国家)と親和的

マイネッケ[1968-72]『世界市民主義と国民国家』岩波書店

- ・ 構築主義的把握

nationは歴史的条件により近代世界に生成

工業化の基礎となる高文化の必要に国家が応える

ナショナリズムがnationを創る。

ゲルナー[2000]『民族とナショナリズム』岩波書店

② 西欧の”nation state”(国民国家)と中欧の”Nationalstaat”(民族国家)

- ・ 主権のあり方を重視する nation state 論

A.D.スミス[1998]『ナショナリズムの生命力』晶文社

- ・ 君主主義的ナショナリズムと共和主義的ナショナリズム

- ・ Nationalitätenstaat(多民族国家)との対比としての Nationalstaat 論

レンナー[1899] 国家と民族(上)・(下), 『岡山大学経済学会雑誌』32(3)・(4), 2000.

概念の整理(2)

③官僚制と常備軍の整備：民族性原理(一国家一民族)の生成

- ・「標準語」の制定 → 「標準国民(民族)」の制定
- ・民族の「文化」・「歴史」・「伝統」の称揚

ホブズボーム[1992]『創られた伝統』紀伊國屋書店

- ・民族的マイノリティーのアイデンティティの解体：同化と排除
- ・典型例としてのフランス(中世盛期から近代初期)

アルビジョア十字軍(1209-29), 百年戦争(1338-1453), ユグノー戦争(1562-98),
ナント勅令廃止(1685)

フランス語の成立：オイル語によるオック語の駆逐

田中克彦[1981]『ことばと国家』岩波新書

④民族性原理：「一民族一国家」の原理：ナショナリズムの中核

- ・単一民族国家という理念、多民族国家という現実
- ・民族的抑圧のナショナリズム 反作用としてのナショナリズム

中核諸国での統合強化、対諸国での統一志向、従属地域での分離独立

N1 中核国のマジョリティ文化の称揚とでのマイノリティへの貶価

文明的ナショナリズム(ナショナリズム①)と文化的ナショナリズム(ナショナリズム②)

N2 多民族国家からのマイノリティの分離独立要求(ナショナリズム③)

N3 「同胞」が分散している場合：統一志向(ナショナリズム④)

「同胞」が、テリトリー外にいる場合：イレデンティズム(「失地回復」)(ナショナリズム⑤)

I 概念の整理(3)

⑤ ナショナリズムと近代国家間システム (interstate system)

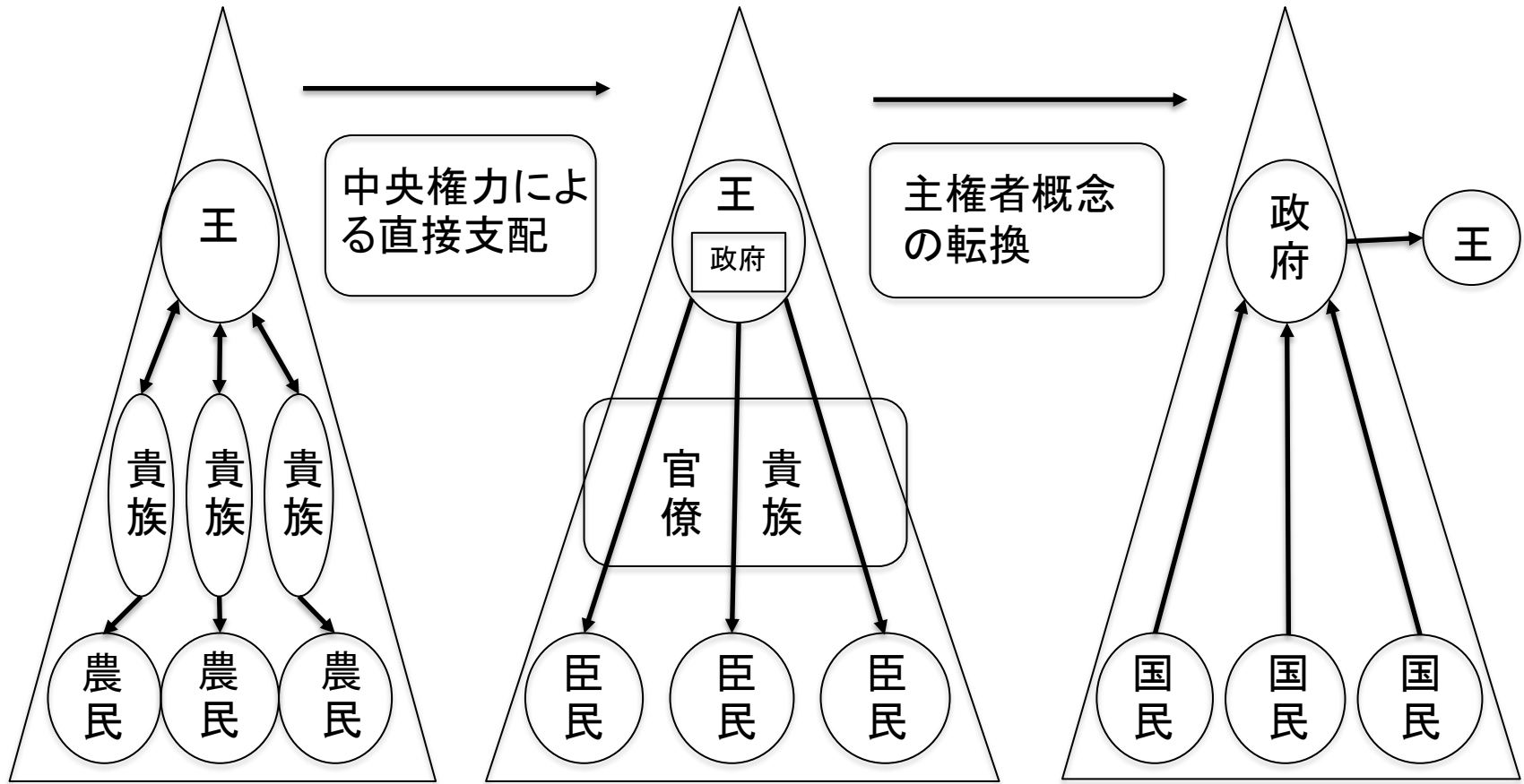
- ・「ウェストファリア体制」という神話:「対等な主権国家」という理念《**図1**》
明石欽司[2009]『ウェストファリア条約:その実像と神話』慶應大学出版会
- ・現実としての覇権争奪:世界的規模の民族抑圧体制
→20世紀における南北問題《**図2**》

⑥ 民族性原理の機能転換

- ・さまざまなナショナリズムの機能①、②、③、④、⑤
- ・ウィーン体制《**図3**》への挑戦
- ・第1インタナショナル:社会主義運動との協力、社会主義の態度決定
- ・法的権利としての「民族自決権」の登場
- ・敵対する多民族大国の解体のための戦術
「革命の輸出」(リベラリズム、コミンテルン、ネオコン)による覇権追求の道具

⑦ 資本主義世界システムと国家の集権化:近代ナショナリズムの登場

- ・「近代資本主義のモデル」としての英国
- ・「近代国家のモデル」としてのフランス絶対王政

《**図1**》 統治モデルとしての中心部の近代国家 α 中世国家 \rightarrow β 近世(絶対主義)国家 \rightarrow γ 近代国家

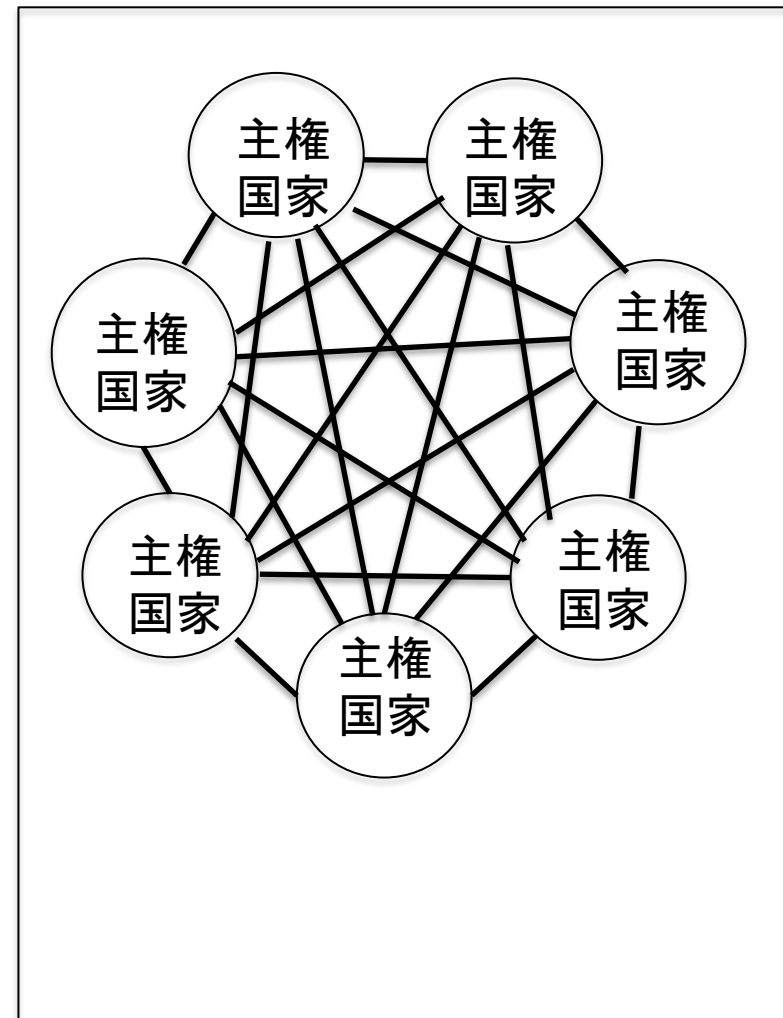
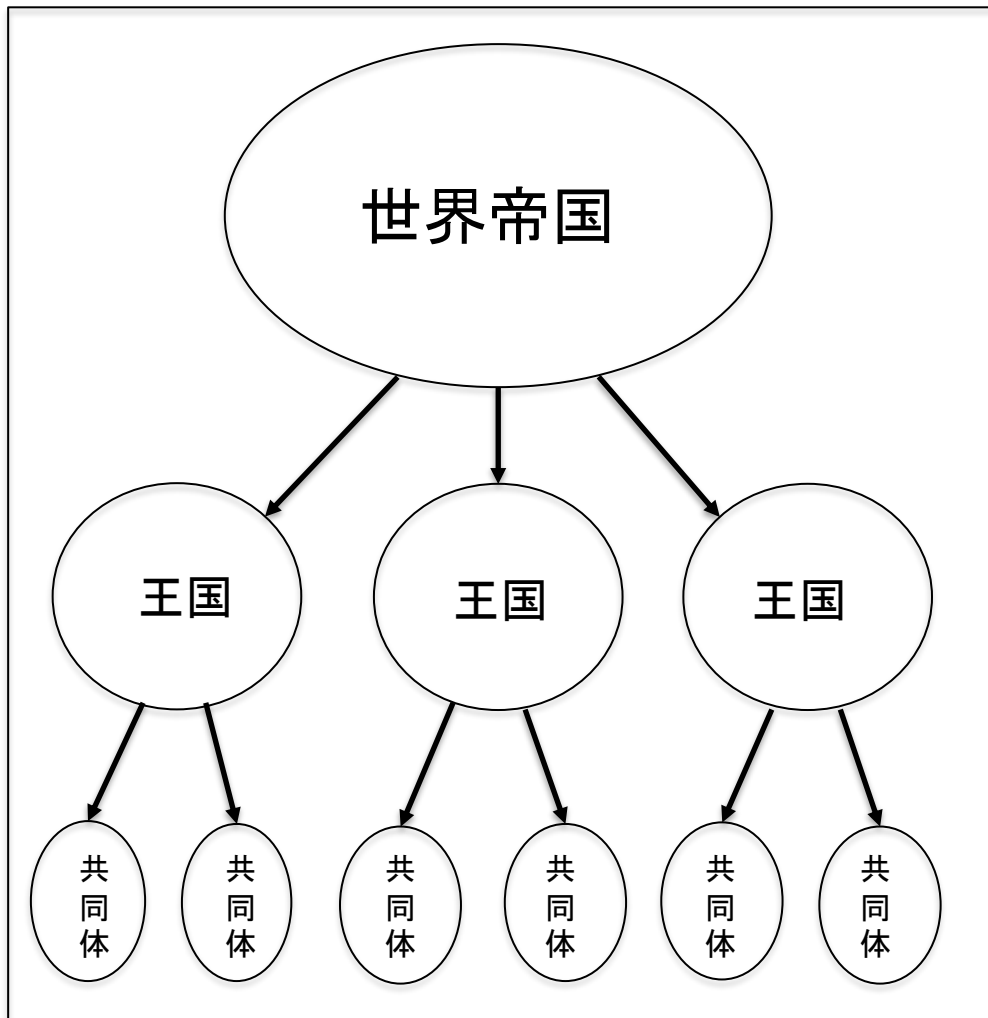
《図2》 近代以前の帝国と近代世界システム

近代以前

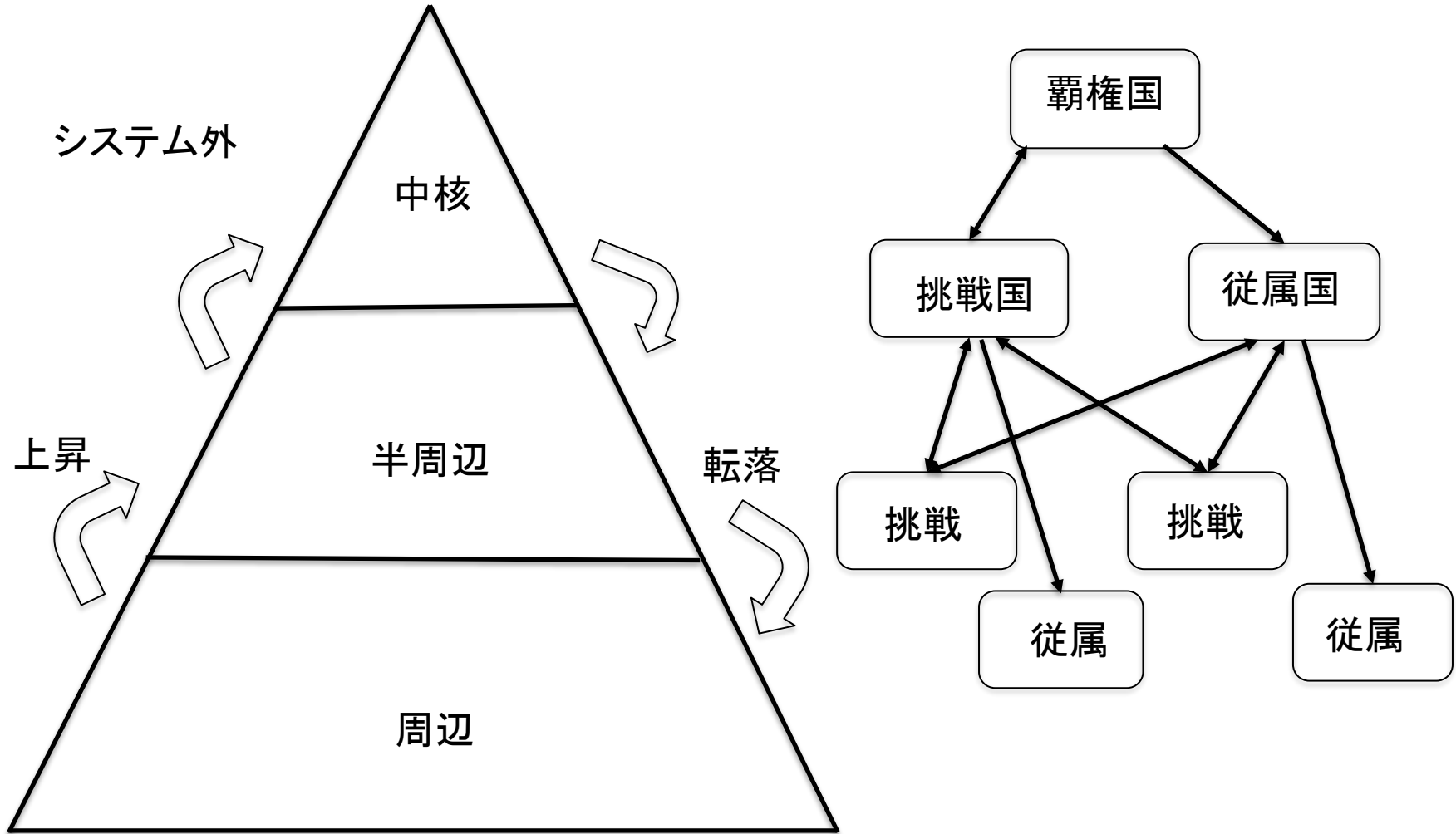
帝国-共同体システム

近代(理念)

インターステイトシステム



《図3》 近代世界システムにおける覇権争奪(現実)



《図4》ウィーン会議後のヨーロッパ(1815)



Ⅱ オーストリア社会民主党の民族論争(1):ハプスブルク帝国の衰退

1804 オーストリア帝国の成立 神聖ローマ帝国(800--1806)の終焉

1848 ヴィーン三月革命、ハンガリー革命挫折、フランツ・ヨーゼフの即位

1867 アウスグライヒ:二重君主国へ移行

トランスライタニエン(ハンガリー王国)とツィスライタニエン(その他の諸王国と諸邦)

1880 ターフェの言語令:外務語として独・チェコ語の対等(ボヘミア)

1888 オーストリア社会民主党(SPO)、ハインフェルト合同大会

1896 第2インターナショナルロンドン大会:「民族自決権」承認の決議

1897 ヴィンベルガー党会議:民族別の党組織の連合体へ

バデーニの言語令(1897):内務語を含む官庁語の二言語化

ドイツ人の憤激、街頭での衝突、帝国議会の麻痺

1899 ブリュン党大会:「民族綱領」の採択、「属地原理」

ミニ・ネイションステイトの連合、「文化的自治」は限定的

1914 第一次世界大戦勃発

1918 独・墺の敗北、二重君主国の解体

《図5》オーストリア帝国(1816-1867)



Kaisertum Österreich
1816 - 1867

《図6》オーストリア帝国＝ハンガリー王国(1910)



《図7》ハプスブルク君主国の解体(1919)

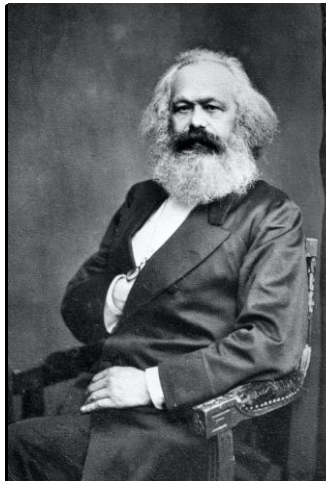


《図8》ハプスブルク君主国の民族分布図(1911)



BEVÖLKERUNGSGRUPPEN IN ÖSTERREICH-UNGARN IM JAHR 1910

《図9》マルクス主義民族理論の論客



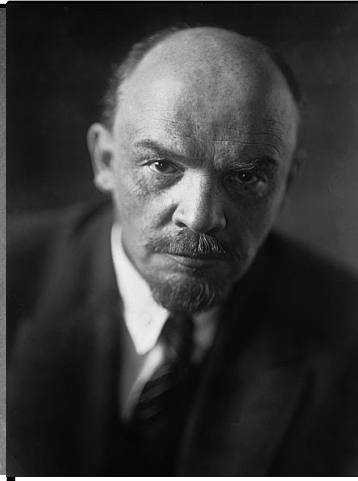
Karl Marx
1818-1883



Friedrich Engels
1820-1895



Karl Kautsky
1854-1938



В. И. Ленин
1870-1924



Karl Renner
1870-1950



Rosa Luxemburg
1871-1919



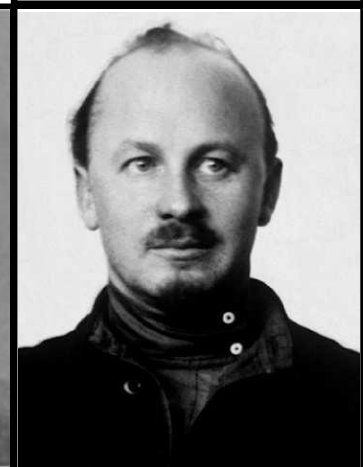
Rudolf Hilferding
1877-1941



И.В.Сталин
1879-1953



Otto Bauer
1881-1938



Н.И.Бухарин
1888-1938

Ⅱ SPOにおける民族論争(2): マルクス・エンゲルスの民族論(1)

①プロレタリアートによる権力の獲得 → 諸民族の和合

「ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの闘争は、内容上ではないが、形式上ははじめは国民的なもの national である。どの国のプロレタリアートも、当然、まずもって自国のブルジョアジーを片付けなければならない。」

マルクス・エンゲルス[1848]『共産党宣言』、『全集』第4巻, 486頁

「労働者階級は祖国を持たない。持っていないものをとりあげることはできない。プロレタリアートは、まずもって政治的支配を獲得して国民的な階級の地位にのぼり、みずからを国民 Nation としなければならないという点で、ブルジョアジーのいう意味とはまったく違うが、それ自身やはり国民的 national である。／諸民族(Völker)の国民的(national)な分離と対立とは、ブルジョアジーの発展につれて、取引の自由や、世界市場や、工業生産とこれに対応する生活諸関係の一律化(Gleichförmigkeit)につれて、すでにしだいに消滅しつつある。プロレタリアートの支配は、ますますこれを消滅させるであろう。すくなくとも文明諸国の共同行動が、プロレタリアートの解放の第一条件の一つである。ある個人が他の個人を搾取することがなくなれば、それに応じてある国民(Nation)が他の国民を搾取することもなくなる。国民内部の階級対立がなくなれば、国民と国民とのあいだの敵対関係もまたなくなる」

マルクス・エンゲルス[1848]『共産党宣言』、『全集』第4巻, 492-493頁

Ⅱ SPOにおける民族論争(3): マルクス・エンゲルスの民族論(2)

②「歴史ある民族」の特権的地位

「オーストリア内の大小すべての諸民族のうちで、かつては進歩の担い手であり、これまで歴史に積極的に関与してきて、いまなお生命力をもっているものはわずかに三つ——つまりドイツ人、マジャール人、ポーランド人だけである。したがってこれら三民族はいまや革命的である。

エンゲルス[1848] マジャール人の闘争、『全集』第6巻、163頁

③民族性原理 principle of nationalities の提起する二種類の問題

「それは、まず第一に、これらの歴史的な大民族の境界の問題であり、第二に、諸民族の多数の小さな残片が独立の国民として生存する権利に関する問題である。／ある民族のヨーロッパ的な重要性や生活力は民族性原理の立場からすれば、なんら意義を持たない。この原理からすれば、かつて歴史をもったこともなく、歴史をもつに必要なエネルギーをもったこともないワラキアのルーマニア人は、2000年の歴史をもち、民族的生活力をそこなわれずにたもったイタリア人と同等の重要性をもち、ウェールズ人とマン島人は、彼らが望むならば、ばかげたことではあるが、イギリス人と同等の、独立の政治的存在をいとなむ権利があることになる。こういったことはすべてばかげたことであり、あさはかな人々の目をくらすために俗うけのする衣装をきせられ、便利な文句として使われ、必要な場合には投げ捨てられてしまうものなのである。

エンゲルス[1866] 労働者階級はポーランドについてなにをすべきか、『全集』第16巻、160頁

Ⅱ SPOにおける民族論争(3):「ブリュン民族綱領」

① 民族綱領の諸原則

- (1) オーストリアは民主主義的多民族連邦国家(Nationalitätenbundesstaat)に改造されるべきである。
- (2) 歴史的な帝室直属地の代わりに、民族的に区切られた自治行政団体(Selbstverwaltungskörper)が形成され、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙権に基づいて選出された民族会議(Nationalkammer)によって遂行される。
- (3) 同一民族の全ての自治行政領域(Selbstverwaltungsgebiete)はともにひとつの民族的に統一された連合(Verband)を形成し、この連合が自己の民族的問題を完全に自立的に処理する。
- (4) 民族的マイノリティの権利は、帝国議会によって決議されるべき特別な法律によって保証される。
- (5) われわれはいかなる民族的特権をも認めないがゆえに、国家語の要求を拒否する。どの程度まで媒介語を必要とするかは、帝国議会が決めるだろう。

須藤博忠[1995]『オーストリアの歴史と社会民主主義』信山社

② 民族綱領の論点

- ・ 属地原理(地域原理): ミニ・ネーションステイト(地域と文化の一致)の連合
- ・ 属人原理(個人原理): 限定された「文化的自治」

II SPOにおける民族論争(3):カウツキーの民族理論

①「民族綱領」の理論的土台:カウツキーによる民族理論の展開

・小民族のナショナリズム高揚の歴史的背景を確認

(1)ブルジョアジーの、域内市場の確保と外部市場のできる限りの拡大の必要

(2)民主主義を求める努力

(3)文章語による民族的教養の人民大衆のあいだへの浸透

「近代の民族運動のこれらすべての根源は、近代社会の発展傾向に深く根ざしている。それは歴史的にまったく正当なものであり、その成長を止めようとする人為的な行為は社会的な発展を押し止めることである」

———[1898] オーストリアにおける諸民族の闘争と国法、『岡山大学経済学会雑誌』49(2),2018

・ルテニア(ウクライナ)人R. ロズドルスキの感激

Rozdolski,R[1979] Zur nationalen Frage : Friedrich Engels und das Problem der "geschichtslosen" Völker, Olle und Wolter

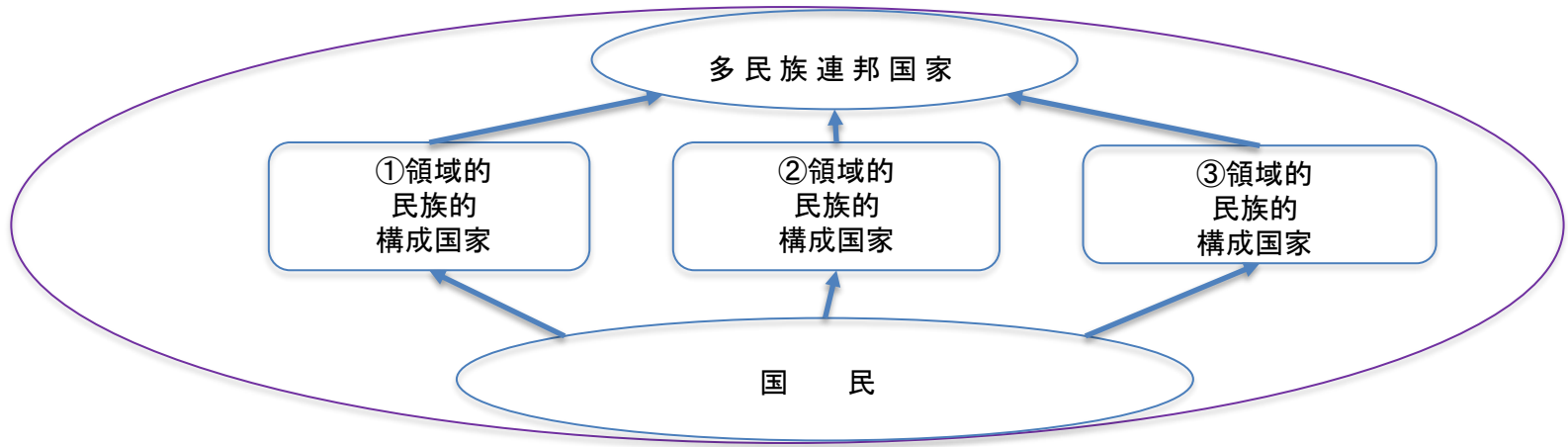
②レンナーの異論

・属地原理は民族性原理(「政治的な単位と民族的単位的一致」)を含意するものであり、それは必ず民族間の抗争に帰結する。

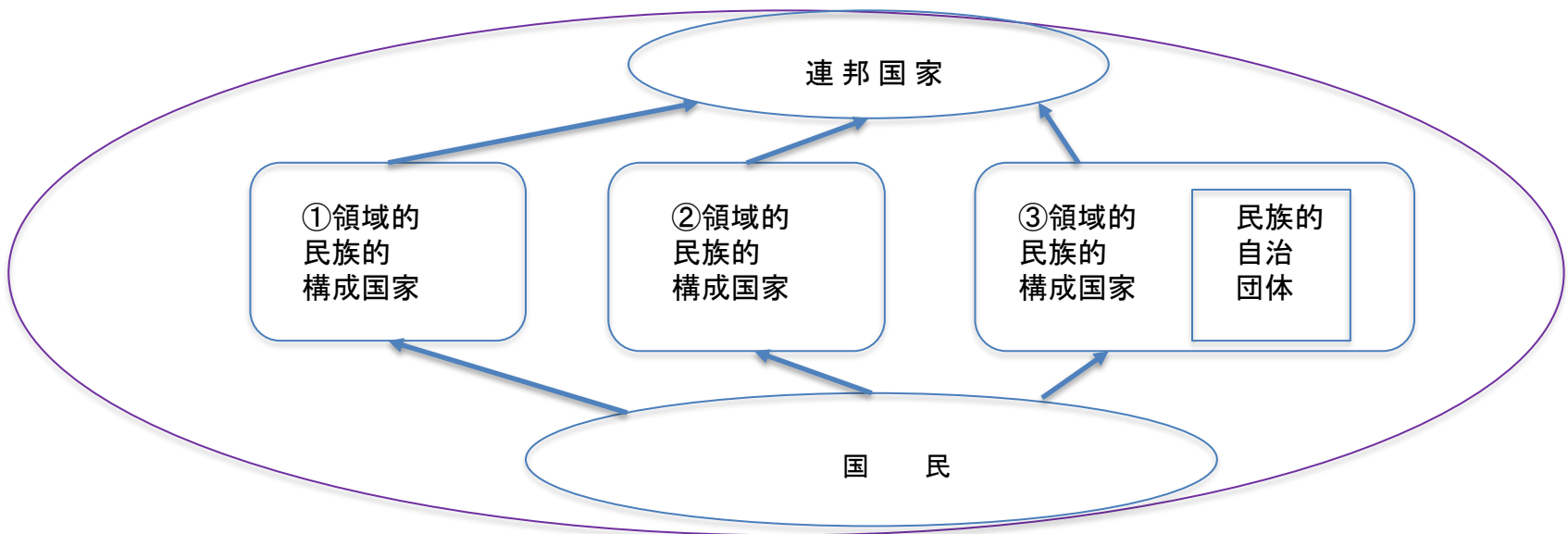
・民族を文化共同体として捉え、民族は政治的共同体として現れるべきではないと考えた。

レンナー[1899] 国家と民族(上)・(下), 『岡山大学経済学会雑誌』32(3)・(4), 2000.

《図10》ブリュン綱領の多民族連邦国家構想



《図11》バウアーの折衷的民族的自治構想



Ⅱ SPOにおける民族論争(4): **バウアーによる「民族性原理」の称揚**

①バウアー『民族問題と社会民主主義』(1907)

・民族本質論-民族形成過程論

重点は、民族の定義にではなく、近代的民族を誕生させた統合過程の記述(16頁)
運命共同体としての民族 → 性格共同体(自然——,文化——,交通——,言語——)

・民族から見た人類史の3段階:階級闘争と民族闘争の共通性

第1段階:本源的姿、第2:疎外態として民族支配、第3:疎外克服として社会主義
(血統共同体としての民族 → 支配民族と民族の隷属民との対立 → 統一的社会主義民族)

被支配階級と被抑圧民族の二つの運動は、他者支配の廃棄という点で共通する
民族性原理が、労働者階級のイデオロギーに
民族主義の原理が、資本主義的膨張政策に反対する手段に

民族はつねに文化共同体であり、文化は民族共同体がなければ文化はない

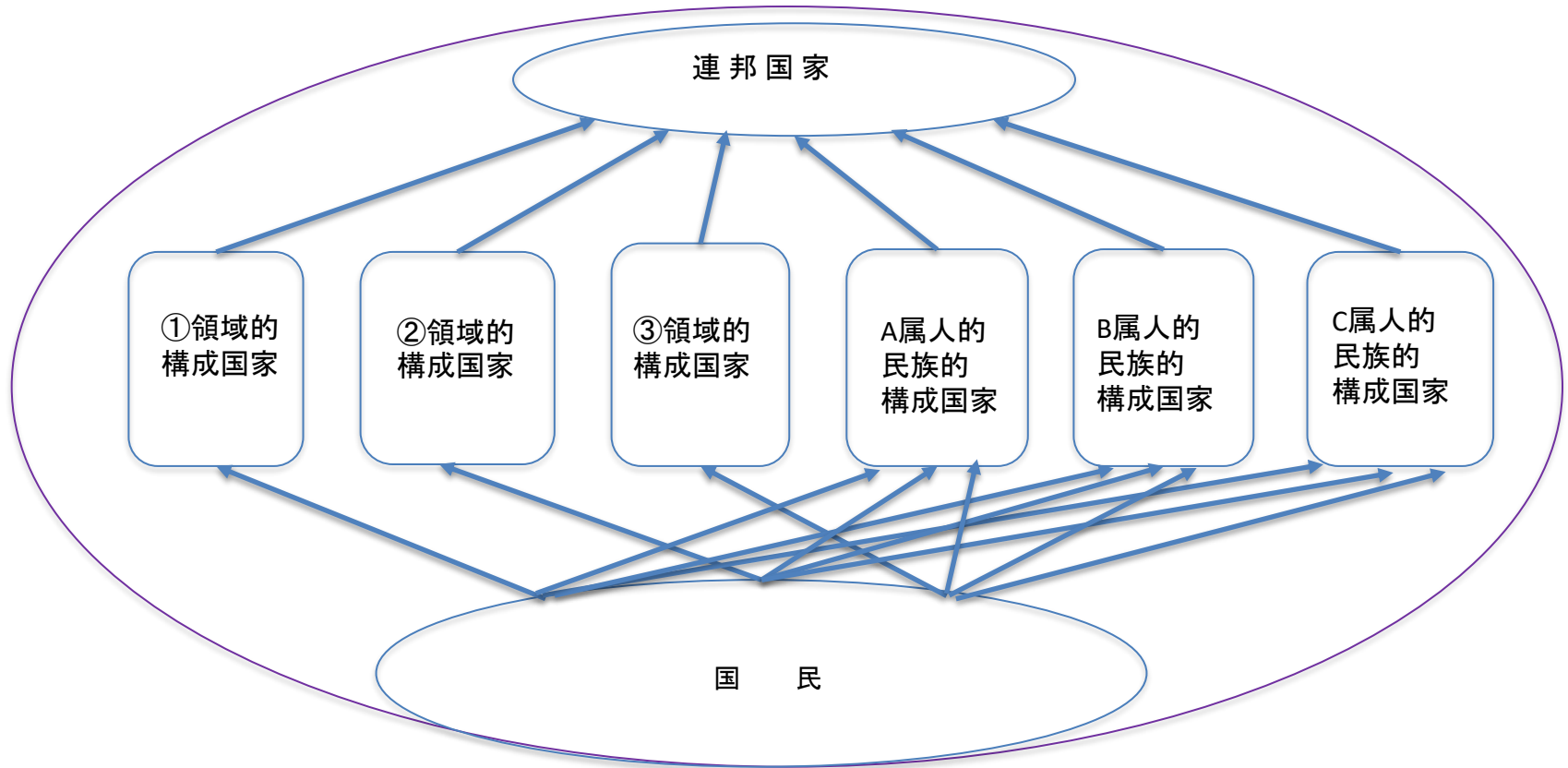
・折衷的民族の自治構想

地域原理(属地原理)に基づいた民族自治:労働者階級の要求としては不十分
属地主義を主要原理、属人主義を補完原理とする二本立

②大戦勃発に際して志願従軍、捕虜、ロシア革命後帰国

③「左翼民族綱領」(1918):多民族国家の解体と諸民族の独立を承認

《図12》レンナーの二元的連邦国家構想



II SPOにおける民族論争(5): **レンナーの二元的連邦構想**

①レンナー『諸民族の自決権:特にオーストリアへの適用(「国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争」全面改訂第二版)』(1918)

・「民族自決(nationale Selbstbestimmung)」の二つの意味

民族的主権(nationale Souveränität)と民族的自治 (nationale Autonomie)

「自治はつねにより上位の全体への編入とその枠内での自己決定を前提としている」(144頁)

・多民族国家の6類型

(1)原子論的理解Ⅰ:民族は個人の民族性として意味を持つに過ぎない

(2)原子論的理解Ⅱ:民族は経済的・社会的に意味を持つが、団体として権利を持たない

(3)有機論的理解Ⅰ(属地システム1):帝室直属地を単位とする特定民族のみの自治

(4)有機論的理解Ⅱ(属地システム2):民族的定住領域を単位とする各民族の自治

◎(5)有機論的理解Ⅲ(属人システム1):民族が属人団体として連邦の構成国家を形成

(6)有機論的理解Ⅳ(属人システム2):民族は純粋な同輩団体であり、脱国家化される

民族的文化的自治(ブンド:在リトアニア・ポーランド・ロシア・ユダヤ人労働者総同盟)との差異

cf. 鶴見太郎[2012]『ロシア・シオニズムの想像力:ユダヤ人・帝国・パレスチナ』東京大学出版会

・法秩序と国家のもとでの「自決」

「法は(人間同士の)闘争を廃棄しない。形を変え、野蛮さを取り払い、文明化するだけ」(72頁)

マルクス主義の国家観(国家を階級支配の機関とみなし、将来社会でのその死滅を展望)と異質

・ナショナリスト、M・E、カウツキー、バウアー、レンナーの位置付け

民族性原理(民族の境界と政治的境界の一致)を根底から批判

Ⅲ ポリシェヴィズムへのSPO内部の論争の影響(1)

1896 第2インターナショナル・ロンドン大会で「民族自決権」決議
ポーランド独立をめぐるPPSとSDKPiLとの論争

ローザルクセンブルク[1984]『民族問題と自治』川名隆史訳、論創社

1903 ロシア社会民主党第2回大会:ポリシェヴィキの登場
SDKPiLの民族自決権削除要求への批判

1905 ロシア第1次革命

1912 プラハ協議会

1914 世界大戦勃発

1917 2月革命、レーニンの帰国、「10月革命」

1918 憲法制定会議解散、内戦

1919 コミンテルンの結成:各国共産党を「支部」として設立

1920 ポーランド・ソヴェト戦争(~1921)

1922 「ソヴェト社会主義共和国連邦」の成立宣言

ロシア連邦共和国、ウクライナ共和国、ベラルーシ共和国、ザカフカース共和国

レーヴィン[1969]『レーニン最後の闘争』河合秀和訳、岩波書店

1928 コミンテルン第6回大会:「世界綱領」

Ⅲ ポリシェヴィズムへの影響(2): **ブンド批判**

① 党組織論

- ・ ミンスクでロシア社会民主党第1回党大会(1898)にブンドの参加
- ・ 複数の民族組織の連合体型(SPOにならう) vs 中央集権党

「専制にたいする闘争、全ロシアのブルジョアジーにたいする闘争の問題では、言語や民族上の差別なしに、理論上および実践上、戦術上および組織上の諸問題をつねに共同で解決することによって結束をかためた全プロレタリアートに立脚しなければならない」

(レーニン[1903]ユダヤ人プロレタリアートに独自の政党が必要か、『全集』第6巻、344頁)

② 「文化的自治」というスローガンに反対

「ユダヤ人の『民族文化』というスローガンを直接・間接にかかげるものは、その善良な意図がどんなものであろうと、プロレタリアートの敵であり、ユダヤ人のあいだの古いもの、カースト的なものの支持者であり、ラビとブルジョアジーの助力者である。……ブルジョア民族主義とプロレタリア国際主義——これは、全資本主義世界の二つの大きな階級陣営に対抗し、民族問題における二つの政策(世界観)をあらわす、二つの和解させえないほど敵対するスローガンである。」

(レーニン[1913]民族問題についての論評、『全集』第13巻、11頁)

- ・ 民族別の学校制度にも反対

Ⅲ ポリシェヴィズムへの影響(3): 民族自決権

①「民族自決」要求は無条件に支持すべきか

「社会民主党は、つねに民族独立を無条件に要求しなければならないのか、それとも、一定の条件のもとでだけそうしなければならないのか、その条件とはいったいどんなものなのか？……われわれは、まさにこの階級闘争の利益に、民族自決の要求を従属させなければならない。まさにこの条件にこそ、われわれの民族問題の立て方とブルジョア民主主義的な立て方との違いがある。ブルジョア民主主義者は、民主主義は階級闘争を排除するものと考えており、そこで彼らの全ての政治的要求を「全国民」の利益の見地から、もしくはさらに進んで永遠の絶対的な道德原理の見地からさえ、抽象的に、十把一絡げに、「無条件的に」提起するのである。社会民主主義者は、このブルジョア的幻想が抽象的な観念論哲学に表現されていようと、民族独立の無条件的要求の提起に表現されていようと、いつでもどこでもそれを容赦なく暴露する。」

(レーニン[1903]われわれの綱領における民族問題、『全集』第6巻、470-471頁)

②「民族自決権」の行使の優先順位

「(1)ヨーロッパの若干の大きな、またきわめて大きな民族の解放の利益は、小民族の利益に優先する。(2)民主主義の要求は孤立的にとりあげないで、全ヨーロッパ的な——今では世界的な、というべきであるが——規模でとりあげなければならない。……たとえば、若干の民族が社会主義革命を開始し、他の民族がブルジョア反動派の主要な支柱となるというような形で情勢が展開するならば、われわれもやはり、後者にたいする革命戦争に味方し、それらを「おしつぶす」ことに味方し、そこにどんな小民族運動がおしすすめられていようと、その全ての前哨基地を破壊することに味方しなければならない。」

(レーニン[1916]自決に関する討論の総括、『全集』第22巻、398-399頁)

Ⅲ ボリシェヴィズムへの影響(4): スターリンのSPO批判

①スターリン『マルクス主義と民族問題』(1913)

・レーニンの称賛:

「驚嘆すべきグルジア人」 レーニン[1913] ゴーリキーへの手紙、『全集』第35巻、80頁

「コーバは大論文を書いた。ハラショー！」 カーメネフへの手紙、『全集』第35巻、86頁

・民族とは何か

「民族(нация)とは、歴史的に形成された、安定した、人々の共通性(общность 共同体)である。それは、言語、地域、経済生活、および文化の共通性にあらわれる心理状態の共通性を基礎としている。」

スターリン[1913]『全集』第2巻、325頁

・「民族自決権」について

「自決権とは、民族の運命を決めるの権利をもつものは、民族自身である」(344頁)
民族の有害な慣習や制度に反対する扇動は必要

・「文化的民族自治(культурно-национальная автономия)」について(SPO批判)

SPOは分離・独立の権利を否定している、自治の範囲が狭められている
歴史の発展過程に歯止めをかけようとしている。

・「民族(нация)」の下位概念の設定

“национальность”(nationality(英)とNationalität(独)に対応)と“народность”とを区別
民族の成熟度の差異を表す → 「自治共和国」等形成の資格に関連付け

Ⅲ ボリシェヴィズムにおける影響(5): 資本主義の変容認識

① ヒルファディング『金融資本論』(1910)

「膨張政策への熱望は、しかし、ブルジョアジーの全世界観をも変革する。彼らは平和的で人道的であることをやめる。昔の自由貿易論者が自由貿易を信仰したのは、もっとも正しい経済政策としてだけではなく、平和の時代の出発点としてだった。金融資本はこの信仰をとくに失っている。金融資本は資本主義的利害の調和などは少しも意に介せず、むしろ競争戦がますます政治的権力闘争となりつつあることを知っている。平和の理想は色あせ、人道主義なる理念のかわりに、国家の偉大や権力という理想があらわれる、だが、近代国家は統一への民族的努力の実現としてうまれた。民族思想が民族を国家の基礎とすることをその自然的限界としたのは、すべての民族に自分の国家を形成する権利を認め、したがって国家の限界が民族という自然的限界によってあたえられているとするからである。だが、こういう民族思想は、いまでは自民族を他民族のうえにおこうとする思想にかえられる。……民主主義的平等の理想にかわって少数政治支配の理想があらわれた。」

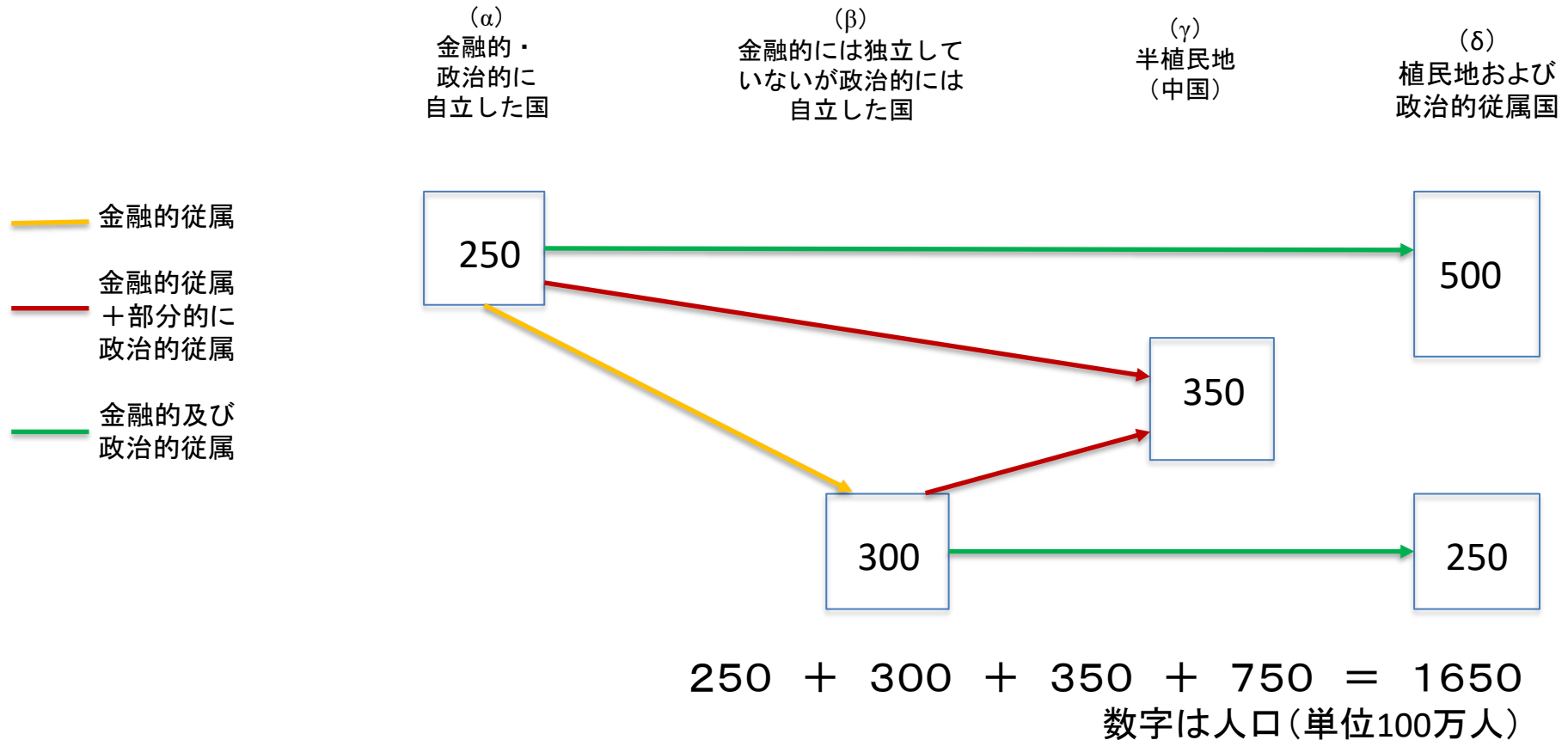
ヒルファディング[1910]『金融資本論』(下)、国民文庫、277-278

② 帝国主義と民族問題の意味の変容と帝国主義

「帝国主義とは、20世紀に初めて到達した資本主義の最高の発展段階である。資本主義は民族国家(национальное государство)をつくらずには封建制度を打倒することはできなかったが、いまでは、その古い民族国家が、資本主義にとって窮屈なものになっている。……独占への志向、投資地域、原料入手地等々を略取しようとする志向が、自由貿易と自由競争にとってかわった。資本主義は、封建制度との闘争の際には諸民族(нация)の解放者であったが、帝国主義的資本主義は諸民族の最大の抑圧者にかわった。資本主義は進歩的なものから反動的なものにかわった。」

(レーニン[1915] 社会主義と戦争、『全集』第21巻、307-308頁)

《図13》レーニン「帝国主義論ノート」における世界分割状況認識



- α) 4カ国 イギリス+ドイツ+フランス+アメリカ合衆国
 β) 東欧(ロシア+オーストリア+トルコ)+西欧の小国+日本
 γ) 中国+半植民地
 δ) 植民地、中米および南米の一部、半植民地の一部

レーニン[1916] ノート《オーストリア農業統計》その他から、『全集』第39巻、687頁

Ⅲ ポリシェヴィズムへの影響(6): 民族問題認識の拡大

①20世紀初頭における民族運動の3類型

「第1に、西ヨーロッパの先進資本主義諸国とアメリカ合衆国。ブルジョア進歩的な民族運動(буржуазно-прогрессивные национальные движения)は、ここではとっくの昔に完了している。これらの「大」民族はいずれも、植民地や国内で他民族を抑圧している。……

第2は、東ヨーロッパすなわちオーストリア、バルカン諸国およびロシア。ここでは、ほかならぬ20世紀がブルジョア民主主義的な民族運動(буржуазно-демократические национальные движения)をとくに発展させ、民族闘争を激化させた。……

第3に、中国、ペルシャ、トルコのような半植民地諸国とすべての植民地国。その人口は合計10億人に達する。ここではブルジョア民主主義的な民族解放運動(буржуазно-демократические национально-освободительные движения)は、一部でやっとはじまろうとしており、一部では完了までになおほどとおい。……社会主義者は、これらの国におけるブルジョア民主主義的な民族解放運動のもっとも革命的な分子を断固として支持し、彼らを抑圧する帝国主義強国にたいする、この革命的分子の蜂起を――ばあいによっては彼らの革命戦争も――援助しなければならない。」

レーニン[1916] 社会主義と民族自決権、『全集』第22巻、174-175頁

Ⅲ ポリシェヴィズムへの影響(7): **コミンテルン第2回大会**

① 民族・植民地問題小委員会の報告(1920.07.26)

「われわれのテーゼのもっとも重要な、基本的な思想は何か？ それは、被抑圧民族と抑圧民族とを区別することである。われわれは、第二インタナショナルやブルジョア民主主義派とは反対に、この区別を強調する。プロレタリアートと共産主義インタナショナルにとって、帝国主義の時代にとくに重要なことは、具体的な経済的事実を確認し、すべての植民地・民族問題の解決にあたって、抽象的な命題からではなく、具体的な現実の諸現象から出発することである。

帝国主義の特徴は、全世界が、われわれの見てるように、現在、多数の被抑圧民族と、膨大な富と軍事力をもっている、ほんの少数の抑圧民族とに分裂していることである。10億人以上、おそらくは12億5000万人にのぼるどえらい多数者、すなわち、地球の総人口を17億5000万人とすれば、その70%は被抑圧民族に属していて、それらのものは、直接の植民地的状態のもとにあるか、たとえば、ペルシア、トルコ、中国のような半植民地国家であるか、それとも帝国主義的大国の軍隊に征服されて、講和条約によって、その大国に強く従属している。諸民族を抑圧民族と被抑圧民族とに区別し、区分するというこの考え方は、すべてのテーゼを一貫している。」

Ⅲ ボリシェヴィズムへの影響(8): コミンテルン綱領(1928)

①「プロレタリアートの世界独裁のための闘争と革命の基本的な型」

「プロレタリアートの国際革命は、それぞれ時を異にし、性質を異にする諸過程から成りたっている。すなわち、純粹のプロレタリア革命、プロレタリア革命に成長転化していくブルジョア民主主義型の革命、民族解放戦争、植民地革命がそれである。……

強力な生産力をもち、生産が高度に集中されており、小経営の意義が比較的になく、ブルジョア民主主義的な政治制度がすでにずっと以前から成立している高度の資本主義諸国。この国々では、綱領の政治的分野における基本的要求は、プロレタリアートの執権に直接に移行することである。……

農業に半封建的關係のいちじるしい残存物が存在し、社会主義を建設するのに必要な、一定の最小限の物質的前提が存在しており、ブルジョア民主主義的変革がまだ完了していない、中位の資本主義発展の水準にある国々。この国々の或るものでは、ブルジョア民主主義革命から社会主義革命への、多少とも急速な成長転化の過程が可能であり、また他のものではブルジョア民主主義的性格の任務を広範にともなうプロレタリア革命の型が可能である。……

植民地・半植民地諸国と従属諸国。ここで中心的意義をもっているのは、一方では、封建制度や、前貸資本主義的な搾取諸形態との闘争と農民の土地革命の徹底的遂行とであり、他方では民族独立のための外国帝国主義との闘争である。……

民族ブルジョアジーがほとんど存在せず、外国帝国主義がまず第一に土地略奪をこととする軍事占領者という役割を演じている、いっそう遅れた諸国では、中心的な意義をもっているのは、民族解放のための闘争である。」

まとめ: マルクス、エンゲルス、SPO、ポリシェヴィキ

① 民族性原理(分離・独立権)について

- ・否定派: エンゲルス、ローザ・ルクセンブルク、レンナー
- ・容認派: カウツキー
- ・推進派: バウアー
- ・条件付(決定は革命党): レーニン、スターリン

② 自治の方式

- ・属地的自治: ブリュン綱領(カウツキー、バウアー)、ソ連邦、ロシア連邦
ポーランド限定: ローザ・ルクセンブルク
- ・属人的自治: ブンド
- ・二重連邦制(属地的一般国家+属人的文化国家)

③ 民族問題論におけるSPOのモデル的位置

- ・連合体としての党: ブンド
- ・ブリュン綱領の属地的自治、民族性原理の

④ レーニン「民族自決権無条件承認」論の意味

- ・「行使」と「保持」の峻別: 法律論的瑣末化、実質的には行使にブレーキ
- ・カウツキーからの離反、プラハ協議会、ツィマーヴァルト会議との関連は?
- ・帝国主義による資本主義の機能変化論、コミンテルン期には選択的支援に?